

今後の財政健全化の取組み方針（案）の骨子

平成24年1月
島根県

1. これまでの健全化の取組みの経過

島根県の財政は、平成19年度時点において、今後200億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況にあったため、平成19年10月に「財政健全化基本方針」を策定し、概ね10年後において130億円程度の基金の確保及び給与の特例減額などの特例措置なしに財政収支均衡の達成を目標に掲げたところである。

また、基本方針では、平成20年度から23年度までの4年間を集中改革期間に位置づけ、この間において、歳出の見直し、職員給与等の特例減額、歳入の確保に集中的に取り組んできた。

この結果、これまでの4年間は、200億円程度の収支改善目標を達成し、財政健全化は概ね基本方針に沿って進んできている。

2. 県財政を取り巻く情勢と今後の財政見通し

現在の県財政を取り巻く情勢は、震災や円高の影響等による社会経済情勢の変化、社会保障と税の一体改革などの国の制度改革の動向、これらを踏まえた国の予算や地方財政対策など、今後しばらくの間、不透明な状況が続くものと予測される。

このような状況において、年末に決定された平成24年度の国予算案や地方財政対策においては、地方交付税をはじめ一定の地方財源の確保が見込まれており、これらを踏まえて今後の財政見通しを推計したところ、不透明な要素はあるものの、収支不足額は75億円から110億円程度の範囲内に収まることが見込まれる。

この財政見通しを踏まえ、これまで実施してきた給与の特例減額については、特段継続しない場合においても、基本方針の目標に沿った財政運営が見込めることから、先般、一般職員(管理職手当の取扱いを除く)の特例減額について平成23年度で終了することを判断したところである。

3. 今後の取組みの方策

以上のような状況の中、財政健全化の取組みについては、基本方針の目標である平成29年度までの財政収支均衡の達成に向けて、引き続き着実に実施していく必要がある。

今後の取組みは、平成20年度から平成23年度までの集中改革期間の取組み実績を土台とし、県民サービスの維持確保に配慮しつつ進めていく。

具体的な取組みの方策は下記のとおりである。

(取組み方針の詳細については、この骨子を基に内容を見極め、改めて平成23年度中に公表する。)

なお、県財政を取り巻く情勢は、社会経済情勢や国の動向等、しばらくの間、不透明な状況が続くことが予測されることから、当面の2か年間で、今後の県の財政運営を見極めるための「経過監視期間」として位置づけて、国の動向等に注視しながら、財政健全化に取り組むこととする。

- (1) 今後の取組み期間 平成24年度～29年度
(うち経過監視期間 平成24年度～25年度)

(2) 取組みの方策

経過監視期間における具体的な取組みの方策は、次のとおりとする。

なお、この期間中において、国の動向等の情勢変化に伴い、財政見通しが悪化する場合には、健全化の取組みを拡充もしくは追加するなど、緊急かつ弾力的に適切な対応を行う。

また、経過監視期間後の取組みについては、この2年間の取組みの継続を基本に、その時点の情勢を見極め、県内各界各層の意見も伺いながら柔軟な対応を行う。

- ① 行政の効率化・スリム化
- | | |
|---------------|--------|
| H29年度の取組み目安 | 20億円程度 |
| (H25年度の取組み目安) | 5億円程度 |

ア 内部管理事務改革の実施

平成23年度に総務事務センターを設置し、経理事務や旅費事務の集中処理化など事務処理改革に取り組んできたところであり、今後も順次、給与事務をはじめとした事務処理の効率化を進める。

イ 職員定員の削減

職員定員の削減については、事務事業の見直しによる業務量削減や内部管理事務改革など業務の執行体制の改善により、継続して取り組む。

ウ 給与の縮減

平成23年度末で条例上の期限を迎える給与の特例減額の取扱いについて、次の検討を行う。

- ・ 特別職の特例減額の実施
- ・ 管理職手当の特例減額の実施

エ その他

組織の見直し、時間外勤務の縮減、内部管理経費の見直し、公の施設等の見直し

② 事務事業の見直し

H29年度の見直し目安 5億円程度
(H25年度の見直し目安 5億円程度)

ア 一般施策経費、経常経費等

集中改革期間における経費の段階的縮減(一般施策経費▲50%、経常経費等▲10%のマイナスシーリング)の取組み効果を維持するため、平成24、25年度の一般財源総額は、平成23年度の一般財源総額と同水準(ゼロシーリングの設定)とする。

イ 公共事業費

集中改革期間における経費の段階的縮減(▲30%のマイナスシーリング)の取組み効果を維持するため、補助公共事業、単独公共事業、維持修繕事業の平成24、25年度の県費負担額(県債と一般財源の合計)は、平成23年度の県費負担額と同水準(ゼロシーリングの設定)とする。

災害復旧事業費、国直轄事業負担金、その他性質上シーリング方式になじまない事業は、個別に所要額を精査する。

ウ 特別な需要や義務的な経費の見直し

年度間変動の大きい建物の改修や設備の更新経費及び義務的な性質として支出している経費等について、個別に内容の再点検や見直しを行う。

エ 新規県債の発行抑制や繰上償還の実施等による公債費抑制

③ 財源の確保

H29年度の取組み目安 50億円程度
(H25年度の取組み目安 70億円程度)

ア 課税自主権の活用

平成26年度末に現行の課税期間が終了する県独自課税について、今後のあり方の検討を進める。

- ・ 水と緑の森づくり税、産業廃棄物減量税、核燃料税

イ 執行節減等決算段階での財源の確保

ウ 特定目的基金の活用や特別会計の経営効率化による一般会計への繰入れ等

エ その他

- ・ 県有財産の売却や有効活用の促進
- ・ 使用料・手数料などの受益者負担の適正化
- ・ 地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ

財政見通し

平成23年度～33年度
財政健全化基本方針期間 (H20～H29)

(1) 改革前の収支見通し (H19. 10月時点)

(単位：億円)

区 分	H19	集中改革期間				H20 ～ H23 累計	財政健全化基本方針期間						H20 ～ H29 累計
		H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
収 支 ①	▲ 136	▲ 250	▲ 265	▲ 275	▲ 260	▲ 1,050	▲ 240	▲ 250	▲ 265	▲ 255	▲ 245	▲ 245	▲ 2,550
年度末基金 残高	520	270	5	▲ 270	▲ 530		▲ 770	▲ 1,020	▲ 1,285	▲ 1,540	▲ 1,785	▲ 2,030	

(2) 基本方針 (H19. 10月) で想定した目標を達成するための改革実施後の収支見通し

財政健全化基本方針期間

区 分	H19	集中改革期間				H20 ～ H23 累計	財政健全化基本方針期間						H30以降				
		H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
収 支 ②	▲ 86	▲ 105	▲ 100	▲ 90	▲ 50	▲ 350	▲ 30	▲ 25	▲ 20	▲ 15	▲ 5	0	▲ 450	0	0	0	0
年度末基金 残高	570	465	365	275	225		195	170	150	135	130	130		130	130	130	130

(注) 基本方針の策定期間はH29までであるが、H30以降はH29と同額で設定

(3) H23予算編成時点までに実施した改革後の収支見通し (H24. 1月時点)

財政健全化基本方針期間

区 分	H19	集中改革期間				H20 ～ H23 累計	財政健全化基本方針期間						H30以降				
		H20	H21	H22	H23		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
収 支 ③	▲ 86	▲ 102	▲ 100	▲ 87	▲ 96	▲ 385	▲ 110	▲ 105	▲ 95	▲ 90	▲ 85	▲ 75	▲ 945	▲ 75	▲ 75	▲ 75	▲ 75
年度末基金 残高	568	468	376	290	195		85	▲ 20	▲ 115	▲ 205	▲ 290	▲ 365		▲ 440	▲ 515	▲ 590	▲ 665

(注)「歳入歳出推計」における収支の額を概数にしたもの

(4) 今後必要となる収支改善額 (2) - (3)

区 分	H23	H23 累計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23 ～ H29 累計	H30	H31	H32	H33
要収支改善額 ④=②-③	46	46	80	80	75	75	80	75	511	75	75	75	75

